

## 記号としての手話

——言語学の一課題として——

鎌 田 良 二

### 1. 手話とは

手話とは、聾啞者が意志の伝達手段として使う手まねであり、身振りである。その本質においては聴者の行なう身振り、手まねとかわりはないが、聴者の手まねはたいい言語音をとめないながら、その補助として用いるものであるが、聾啞者の手話は音声をとまわずに、手まねだけで伝達するものである。

言語は、常に音声という形式と、意味という内容とから成り立っている。しかも、この両者が相対立しているものではなく、物に二面がある如く、これは言語の二面であり、意味は必ず音声の裏付けがなければならず、音声（言語音）には意味の裏付けがなければならない。これと同様に、聾啞者の手まねも、その一つ一つに意味の裏付けがあるのである。意味の裏付けのない身振り、手まねは、意味のない音声と同様に、手話にはならない。

こういうことから手話は伝達手段であり、記号である。

記号についてモリス (C. Morris) は次のように定義している。

「もし、**A**なるものがあり、それがああるイキモノに、その**A**が代理するあるシゲキ体そのものが存在しない時にも、一定の条件のもとで一定の行動族の反応継起を開始させ、または反応する傾向をひき起す準備的なシゲキとなる時、その**A**は記号である」と。

さらに、国語学辞典の記号の項（大久保忠利氏担当）では次のようになっている。

記号とは、その場に現実的にはない物について、あるイキモノが、それが現実的にあるかのように、その行動（運動、分泌反応とその傾向を含み）を

あやつるカワリモノである。

これを今日の行動主義心理学の立場から **Signal** と **Symbol** との二つに分ける。

**Signal** とは、このイキモノが記号として作ったものではないが、あることのアラワレガ、他のあること存在を示すハタラクをするもので煙の上がるのを見て、その下に火のあることを知れば、その煙は **Signal** である。しかし、もし、何かの合図として、ある人がノロシを上げたとなれば、そのノロシの煙は **Symbol** の段階での記号である。即ち、それに反応するイキモノが自分で作った記号は **Symbol** の段階に入る。

ここに手話は **Symbol** としての記号に入るものである。

聾啞者にとって、この記号としての手まねは単なる「もの」だけではなく、自分の意識の対象となったものなら「もの」でも「こと」でもこの手まねであらわすのである。

全く音のない世界においては、口話における読唇も、その手段としては唇の動きを使ってはいるが、唇の動き、口形をもって読みとるわけであるから、唇の動きが手まねの代りになるということになる。

ここに音のない言語が、どのような伝達能力をもっているか、どの程度に伝達できるかについては記号論の一つの課題であり、言語学の一つの課題である。

しかし、また、言語は一般に伝達手段ばかりでなく、記憶手段であり、想起手段でもある。記憶手段、想起手段として手まねがどれ程の役目を果たすか、また、抽象的事象の思考にこの手まねがどれ程の役目を果たすかについてもいろいろ問題はあがるが、ここではまず、手まねの伝達能力についてその実態をながめてみたい。

この手話のことを、指話ということもある。しかし、指話と手話とは今日では別のものとしている。即ち、手話は先にも記したように聴者の身振りと本質的には変りはないもので、自然発生的なものが多く、聾啞者のそれは言語をとまなわらないものであるから、聴者の身振りが会話の補助として使うも

のであるのに対して、手話は聾啞者の母語ともいうべきものである。

手話は、身振りと表情をともしつつ、指・掌・腕を主とし、頭、顔、また、上半身すべてをあわせ使うこともある。

また、表情をもともなうものである。しかし、この場合の表情は、記号としての表情であって、普通の表情が自然の心理的な感情のあらわれであるのとは違ったものである。

この手まねは、身振りであり、自然発生的なものが多いからその殆んどはこの聾啞者にも通じるものであり、また聴者にも通じるものである。

例えば、「考える」などは米国の聾啞者は人さし指の指頭を額中央あたりにあてるのであるが、日本では人さし指の指頭を、こみかみの上部にあてて指頭に力を入れて錐でもむようにする。即ち、米国も日本も指頭をあてるところが少し違うというだけのことである。このような僅かずつの差は、神戸の聾学校と大阪の聾学校との間にもあり、いわば地方差、即ち、方言の違いのようなものである。

しかし、或る種のもものは、限られた者の間にしか通じない約束ごとであるものもある。

例えば、「神戸市」をあらわすには、親指と人さし指で輪をつくり、（他の三指は開いたまま）それを額中央にあてがう。これは楠正成が菊水の紋を染みぬいた鉢巻をしみたことから正成をあらわし、戦死した兵庫の地ということで神戸市。など。

手話に対していう指話とは、文字通り指だけを使うもので、指文字ともいう。五指をいろいろと曲げたり伸ばしたりして五十音をあらわすものである。

指の形によってアイウエオの一字一字をあらわす音節表示である。

手話が一語をあらわすなら、指文字はかなの一字、即ち一音節をあらわすものである。

指文字は現在のところ手話の補助として用いている程度である。例えば、手話には格助詞がないから、特に格助詞をあらわそうとするときに「が」

「の」などの指文字を用いる。また、人名などで、初対面の人に自分の名を伝えるのに指文字で一字一字伝えることがある。

手話が自然の身振りをその母体としているのに対して、指文字は全く人工的に考え出されたものである。

現在用いられている指文字は、大阪市立聾学校前校長大曾根源助氏が、昭和初期に渡米され米国の聾啞者が使っていた指文字からヒントを得てアルファベットを基礎にして五十音をあらわすことを発案されたものである。

しかし、この指文字は現在のところ大阪方面の聾啞者が用いているもので、まだ全国的とは言えないようである。

参考のために指文字をこの稿の後にあげておく。これは大阪市立聾学校で御教示いただいたものである。

なお、当然のことながら、「手話」とは聾啞者が「手まね」を使って意志を伝達することであり、「手まね」の「話」である。また、「手まね」というのは、ここでは聾啞者が身振り語として使うものであるから、「手まね」と「手話」とは、その用語を使いわけなければならない。が、「手まね」をすること、「手まね」自身、「語」であるよりも「話」であるし、「文」であるから、この稿では「手話」は「手まねをすること」の意であり、「手まね」は「手まねの形」をさすこととする。しかし、広い意味で使うとき特に「手話」ということばを使うことをお許し願いたい。

## 2. 分 類

何を上位分類基準とするかについてはいろいろの立場から考えることができよう。が、まず、国語学辞典の手話の項(岩井隆盛氏担当)を見ると次のように分類している。

(1) 指示身振——指、手を使う

(例、明日 天気 耳目)

(2) 描写身振——① 全体的描写

(例、舟＝形、 風＝動き)

## ㊤ 部分的描写

(例, 自動車=ハンドル, 牛=角)

## ㊦ 間接的表示

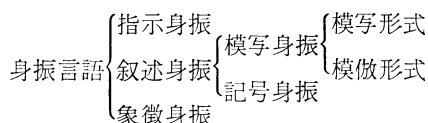
(例, 白=齒, 夏=うちわ)

この分類は (1)指示, 即ち, 手でさし示すことのできる身近かなもの——耳, 目, 対称などと, 方向指示によるもの——明日, 天気など。(2)描写, 即ち, 両手などによってその形をしめす「もの」である。「もの」をあらわす場合を主としたものである。

もっとも, 手話では「もの」が同時に「こと」であることもある。「夏」は「暑い」にもなり, 「雨」は「降る」にもなるのである。

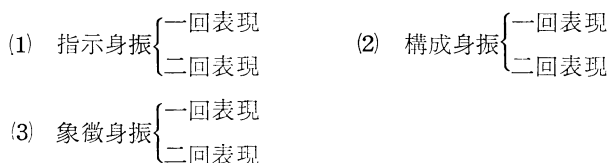
これに対して, 松永端氏「手まね入門」がある。松永氏は, もと大阪市立聾学校に勤務され手話の第一人者である。この稿の「手まね」の実際については氏の「手まね入門」によるところが多い。

さて, 松永氏は, 心理学者ウントの分類



この分類から, 氏はこれにならって, 指示身振, 模写身振, 記号身振, 象徴身振の四分類を立てている。

これらに対して, 私は次のような分類を試みる。



## (1) 指示身振

ここでいう指示身振は単に指でさし示すだけではなく, 先に記した記号としての表情も含むものとする。単に耳や目をさし示すものの外に, 先に記した「考える」のように頭をさし示して, しかも, 錐でもむように動かすこと

ろに考えなやむ形がある。このように単にさし示すだけではなく動くもの、即ち、はじめの動作、こめかみに人さし指指頭をつけるだけの動作なら「思う」の意味になり、それを鎌でもむような第二の動作があるものを二回表現とする。

一回表現と二回表現とに分ける理由は、話の相手にとって、理解の立場からみて一回で終るのか、次の動作があるのかどうかということは極めて大切なことである。

指示身振に入るものを二三あげる。

一回表現，二回表現

「数」＝<1は人さし指，2は人さし指と中指，3はそれに薬指を，4は三指に小指を加え，5は親指だけで他の四指は折りたたむ，6は親指と人さし指，7は中指を加え，8はさらに薬指を，9は小指を加えるから全指を開いた形になる。10は親指と人さし指で輪を作る（他の三指は開いたまま）>ここまでは一回表現であるが，20，30になると二回表現になる。即ち，<2，3を表わした指を曲げ伸ばしする>という動きが入る。

しかし，100は，10の輪に中指をまげて添える。1,000は更に薬指を，10,000は更に小指を添えるのであるから一回表現である。

0は，10のように輪を作って，その輪に口をもって行き，ふっと息を吹きつけると同時に人さし指と親指を離して輪をこわすのであるから二回表現となる。

「いろいろ」＝<左右何れの手でもよいが，胸の前で，右手の掌を下に向け，指頭を左にさした人さし指と親指の両指の間をやや開いて掌を，上向けにまた下向けに反転させながら，その右腕の肘を右に引いて行く>これは人さし指で，「あれ」「これ」とさし，即ち，「あれも」「これも」の指示身振を親指にも加勢させて一度に集約した表現であるとみる。反転させながら肘を引く動作があるから二回表現とみる。

「父親・母親」＝<右人さし指指頭で右の頬をさっと上から下にこすって，次に親指を出すと父親，小指を出すと母親>二回の動作である。

国語学辞典では「白」をあらわすのに「歯」を指すことは間接表示となっているが、このような間接表示はあまりにも多い。むしろ、直接表示はごく身近な自分の耳、目をさすようなものだけになってくる。上に述べた「父・母」も間接表示である。間接表示があまりにも多く、直接表示があまりにも少ないので、この区別は私の場合とらないことにする。

「現在」＝＜胸のやや下方で掌を下に向け五指頭を前方にさした左右両手（僅かの間隔をおいて）で空間を押えるようにする＞

「過去」＝＜掌を後方に向け五指の指頭を上にした手（左右何れでも可）を肩越しに後方へ押しやる＞過ぎ去った意。

「未来」＝＜掌を前に向け五指の指頭を上にし、手を肩の辺から前方へ押し出す＞

この「現在・過去・未来」は、指さすのと同じであるから指示本来のものであるが、私は次のようなものも「指示」の中に入れる。

「誰」＝＜右手の甲の方を、同じ側の右頬にあてがう（五指の指頭は後方をさす）＞

「ずるい」＝＜「誰」の場合とよく似ていて、「誰」のときに手甲を同じ側の頬にあてがうが、「ずるい」は手甲をその手の反対側の頬にあてがいその手甲で頬を僅かに前後にこするのである＞

「好き」「——したい」＝＜掌を内側にした手の指頭を上にした親指と人さし指をV字に開いて顎を挟きむようにして、その手を下へ落とすと同時に二指の指頭を合わせる＞

「何」「——は？」（疑問）＝＜掌を左に向け五指の指頭を前方にさした右手を前の方にさし出して行く＞

「大丈夫」「できる」「可能」＝＜掌を右に向け五指の指頭を上の方にさした右手、その指頭を反対側の左胸につけ（中指、人さし指、薬指の三指ばかりの指頭が胸につく）てから次に右の胸につける＞

指文字は先にも記したように、手まねとは一応異質のものと考えた方がよいかと思うが、「数」をあらわす手まねと指文字とが質的にも相通ずるもの

があると考えられるから、「数」をあらわす手まねをここに入れるなら指文字もこの指示身振りに入れる方がよいと思う。

指文字はこの稿の終りに掲げた通り、パはハの指のかたちをそのまま横に動かすのであり、パはハのかたちのまま上に移動させるのである。他の濁音も同様に清音のかたちのままに横に動かせば濁音、上に動かせば半濁音になる。したがって、清音は一回表現、濁音、半濁音は二回表現である。ただし、後の表で見る通り、「ノ」「リ」「キ」「エ」「ヲ」は二回表現である。

## (2) 構成身振

「もの」をあらわすときに、手まねでその形、その構成を形つくるものを構成身振とする。模写とか、描写とかのようなものである。

「かたち」であらわそうとするのであるから自然に「もの」をあらわす場合が多い。が、「もの」を通じて、その「もの」を使う「こと」にもなり得る。

構成身振の簡単なものとして「家」がある。<五指の指頭を上にした左右両手の掌を平行に向かい合わせ、互の五指を根元から「く」の字形——屋根の形に曲げて両手の中指の指頭をつけ合わせて家の形をつくる。つまり両手の手の掌の部分は家の壁面、五指の部分を屋根とみてる>これは一回表現である。

二回表現として「ビルディング」がある。<「家」の場合の五指を曲げないで、五指の指頭を上にしたままにして、そのまままっすぐ両手を上へ移動させて適度な位置でとめてから、両手の五指を根元から直角に曲げて、両手を相寄らしめて互いの中指の指頭をつけ合わせる。箱形の建物をあらわす>

構成身振はこのように全体構成のほか、部分構成がある。部分構成は、全体をあらわすことが難しいので、その代表として、特徴をあらわすのである。「自動車」を円ハンドルで操縦する真似をする。とか、「野球」を、両手でバットを持って振る身振りをするなどである。

しかし、私がここで構成身振を、全体構成と、部分構成との二つに分けな



かったのは、全体構成といっても、どこまであらわせば全体といえるかについて難しいものがあるからである。

また、指示身振の方に、間接表現という考え方があったように、構成身振の方にも間接的表現といえるようなものがある。

「——なので」「——だから」「関係」（接続）＜親指と人さし指で輪をつくった両手を繋ぎ合わせる。即ち、輪と輪を鎖形につなぐ＞「関係」をかたちづくったものとみる。

### (3) 象徴身振

他の身振が自然発生的な要素が多く、そのために一般によく通じるものが多いが、これは**A**を表わすのに、**B**の身振をして、**B**の性質の中の或る一つの性質をもって、**A**であるということを悟らせるのである。だから、身振から**B**をあらわしているということはわかって、それから、**B**を通じて、**A**をあらわしていることを知らなければならぬから難しいところがある。ごく限られた範囲の人達の間での約束ごとという面が強くなる。

しかし、言語の性質を考えると、言語記号そのものが、その言語集団の伝統的な約束ごとである。われわれは一語一語の語源は知らなくても一向にさしつかえがないのである。

しかし、象徴身振はわれわれが単に語源を知らないで語を使っているのは少し性質が違うかもしれない。先程の「**A**をあらわすのに、**B**の身振をして、**B**の性質の中の或る一つから**A**を知らしめる」という言い方からすれば、言語の語源を知らないという場合は、**B**のことは何も知らず、この音記号（言語音）は**A**である。ということだけを知っておればよい。もとはこういう意味であったがそれが変わった。とか、何故、**A**のことをこの音連続であらわすか、ということは問題にしなくてよいのである。

しかし、象徴身振の場合、**B**の手まねで、**B**そのものをあらわすこともあり、**A**をあらわすこともあるから面倒だ。

例えば、「東京」という地をあらわすのには、言語であれば、東とか、京とかについては知らなくても、とにかく、トウキョウという音記号を用いる

だけで間違いなく伝わるのである。

が、手まねでは、まず、太陽をあらわした両手をあげて行き「東」をあらわす。この「東」で「東京」と理解しなければならぬ。この場合、太陽があがることを意味するのか、東を意味するのか、東京を意味するのかは、いわゆる文脈によるということになる。

「京都」は、日の入る方向で、太陽をあらわした両手を下方に向けて（両手の人さし指と親指の指頭を下にさし）下におろして行く。

「大阪」は豊太閤の冠をあらわす。右手の掌を前に向けて指頭を上にした人さし指と中指をやや彎曲して頭部右上につけて僅かに前後に揺らせる。太閤の冠についたピラピラをあらわす。

「横浜」＝＜出船入船であらわす。指頭を上にした人さし指と中指の手で顔の前を左右に往復させる。沢山の檣頭での動きをあらわす。

### 3. 話 法

手話は言うまでもなく常に談話としての形をもってあらわれるものである。

したがってそこに用いられる語は、常に会話の中の生きた語である。

談話においては「ツクエ」という単語が、単語として単独に出ることなく、それは常に「机が」「机の」「机に」であり、また、「机だ」「机がある」である。

中島文雄氏は著書「文法の原理」で、「ツクエ」という記号は意識の対象を喚起させるだけのものであり、それを表現することは、既に「ツクエの」「ツクエに」「ツクエが」という意識の称相がともなうものである。が、ここにあらわれる格助詞に意識の称相を、「ツクエ」の部分に意識の対象をあらわしているとみるのは語形説明の便宜としてはよいが、機能論的にはよくない。と述べておられる。

手話には格助詞がない。文の前後から判断するか、または、特にあらわしたい時には、指文字を用いる。

が、日本語では、「の」「が」「に」の格助詞を「ツクエ」の部分と離して考えるが、例えば、手話で「机——在る」となれば、机の存在を示したものであるから「机が」である。「紙——破る」は「紙を破る」である。

手まねで、自分を指させば、「私が」「私の」「私に」である。

言語の機能としてみるときは屈折語も同じで、中島氏の同書ではさらに次のように述べておられる。ラテン語の *hortus* (=garden 名格) や、*hortum* (対格) でも、*Hort*—で庭を意味し、*—us*、*—um* で名格、対格を意味するととるのでなく、心理的な見方をすれば *hortus* も *hortum* も合体で庭を意味している。そしてこれらの語が文中でどのように用いられるか、その用法を反省するときに、それぞれの二次機能がわかるので、語尾の *—us* や *—um* からは直接何もわからないのである。対象の意識と作用の意識とは次元を異にするけれども一つの意識であって、語幹と語尾との区別に平行するようなものではない。と。

このような考え方は手話の場合にはとくに大切なことであろうと思う。

手話は本来、世界共通のものであるべき要素をもっている。必ずしも母国語の文法だけにはこだわらない。

言語学者 スキート(H. Sweet)の「言語史」では、世界どこの聾啞者でも、「青い箱」という表現をするには、自国語の語順の如何にかかわらず、必ず、まず、「箱」を先に表現してから、次に「青い」を表現するということである。

これは観念の重いものを先にして、その属性は後にするということである。

しかし、私が大阪市立、県立神戸の両聾学校でこのことをたずねたところ、両校とも「青い」と「箱」とのどちらを先にするとともにきまっていないとのことである。

もっとも、読みとる方では、「青い」を先に示されると「青い箱」と読みとり、「箱」を先に示されると「箱が青い」と読みとるのである。

格助詞がないということは、語順をかなり自由にかえることができること

にもなる。

小学校下級生の場合是一般の日本語語順とは必ずしも一致せず、自分の早く表現したいものを先にするのである。が、上級生になるにつれて語順も日本語の一般語順に従ってくる。語順が変わるといっても、主語、述語、修飾語、被修飾語の間のあとさきだけである。完了、推量などをあらかず助動詞表現は先に来ることは少ない。

「～した」「～して」＝＜上向けた左手掌の上に右手掌を叩き合わせる＞

H. Sweet はさらに「聾啞者の語序は、持続的観念、または、対象として考えられている観念をはじめに出し、これを着色することを次に出す」と言っていることを考えるに、

「ビルディング」は先に記したが、「机」は、掌を下に向け、五指の指頭を前方にさした両手を左右にならべつけ合わせてから、両手を左右に離し、次に両手の掌を向かい合わせ平行にして下へおろす。即ち、ビルディングは、高い建物であるから、上に向かって行くことを先にするのであり、「机」は平たいところに机の任務があるのであるから、平たいことを先に表わすことになる。

「道徳」は「心が正しい」という順であらわすのであって、「正しい心」ではないというのも「心」の方を持続的観念、対象と考える観念とする。

受身、使役をあらわすものとして独立した手まねはない。ただ、「なぐられる」は「なぐる」手まねを自分の方に向かってするのであり、また、「**A**が**B**を愛する」の場合であれば、**A**を男性として親指を示し、もう一方の手の小指で**B**（女性）を表わす。まず、**A**男性を表わしてから、一方の女性を示して、次に**A**を表わした方の手の五指を開き、その掌で**B**（小指）の指頭の上を撫でる。この場合、女性の**B**の手を引込めてしまっても、その女性を示した位置に両手の掌をもって撫でる身振りをしてよいが、その女性を無視して、違った方角に両手で撫でる身振をすると**A**が**B**を愛するのか、**B**が**A**を愛するのか、主格客格がはっきりしないことになる。もっとも、最初に示した方の**A**が主格であることはわからないこともないが。

「BがAに愛される」の場合は、まず、「私が愛される」は自分自身の胸を両手で撫でる形式をとる。同じ要領で、Bを主格として女性（小指）を示し、それを胸もとに引きつけておいて、次にA（親指）を前方の位置に示してから、その手で胸もとのBの小指の手を「私が愛される」のように、その手全体を前側から撫でる。

このようにして受身であることをあらわすのである。即ち、受身、使役は、「ことがら」の中に入ってしまったのである。

このことから、時枝誠記氏の詞、辞の分類に、受身、使役のあつかいが一致することがあるようにも思える。

自動詞、他動詞の区別はない。

敬語はないが、手の動きが、丁寧であるとか、また、手まね全体を胸の比較的上の方ですれば、丁寧な気持をあらわしていることになる。

また、「花」と「咲く」、「雨」と「降る」、「春」と「暖かい」、「夏」と「暑い」、「秋」と「涼しい」、「冬」と「寒い」、「夜」と「暗い」とはそれぞれ同じ手まねである。

だから、松永氏は「去年の冬は寒かったが、今年の冬は暖かい」のときは、冬——寒い——暖かい、がそれぞれ混乱するから、「年一つ過去——冬——大へん——寒い——しかし——年今（今年）——冬——適しない——寒くない」のようにその意味をとって表わせばよい。と言っている。

#### 4. 聾教育と手話

現在、我が国の聾学校では手話に対する教育上の見解が二つに分れている。

即ち、手話は禁止すべきである。と、禁止すべきものではない。とである。

禁止説の方が多く。その理由として、教育によって口話ができるようになるのである。との信念のもとで、手話は口話のじゃまになる。口話を練習せずに手話にたよってしまう。聾学校を卒業して社会人として世に出た場合、聾啞者の間だけにしか通じない手話は役に立たない。というのである。

禁止すべきでないという説は、手まねは自然である。自然の表情である。

人間の自然の表情を禁止することはできない。手話と口話とは、方言と共通語とのようなものである。方言は禁止できないし、また、禁止しなくても、方言と共通語の二重生活もできる。また、方言でものを考え、自由に発表できるのと同じように、手まねならば自由に自分の意志を発表できるものが、口語ではそれほど自由にできない。発表意欲をおさえるものであり、思考をおさえるものである。

口話といえど、全く音のない者にとっては唇の動きを見て読みとるだけである。読唇ということがどれほど大へんな苦労か。一步をゆずって手まねは奨励すべきではないとしても少くとも禁止すべきものではないというのである。

そうして実際には、現在、我が国の聾学校の殆どは手話を禁止する方向に向っている。ただ、大阪市立聾学校だけが手話を聾教育の上に認め、口話の補助として授業中にもとりいれているようである。

手話をどの程度に教育にとり入れるか。あるいは、むしろ禁止すべきであるか、ということについては聾教育に経験のない私はとやかく言うことはできないが、言語とその補助としての手話、また、聾啞者の手話ということを一般的に述べるならば、次のようなことが考えられる。

手話は「こと」や「もの」をあらわすのに非常に巧妙にできている。が、先に「話法」の項でも述べたように、また[参考1]の例でもわかるように、文法上の大切な要素を欠いているのである。

文法上の大切な要素を欠いていても「こと」や「もの」を断片的にあらわすだけで一応は伝達することはできる。

格助詞がないこと、受身をあらわすものがないこと、関係をあらわすものが不完全であり、時制も不完全というようなこと。このようなことは記憶手段、想起手段としても、一つの体系立った思考、論理的思考をなすには非常に不便である。

単なる心像による実用思考や自我意識の表象はできても論理的思考という方面では著しく劣るものである。

手話が〔参考1〕にあるような形であることは、手話を使うことによって、ものの考え方自身にも影響を及ぼし、考え方自身がこのような形になってゆくという傾向ができる。

例えば、聾啞者の作文では格助詞の使い方があいまいであるというような傾向も手話の影響の一つであろう。

手話は伝達の補助手段として使うべきものであって、思考のしかたにまで影響を及ぼさないように充分注意すべきであろうと思う。

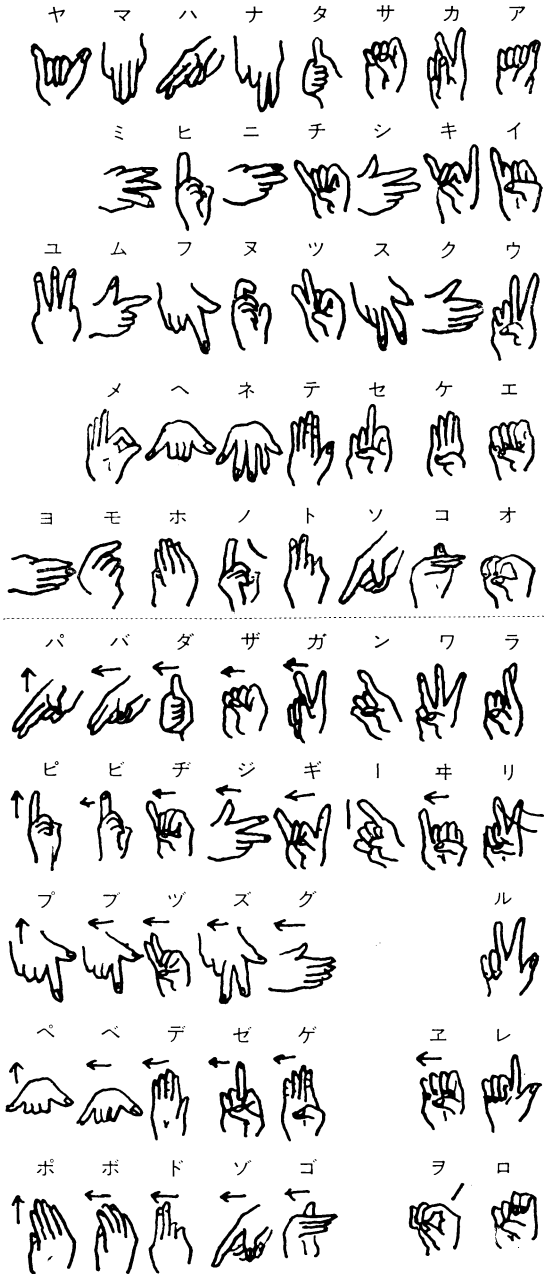
この稿を書くにあたって、大阪市立聾学校 福島 教諭、兵庫県立神戸聾学校 神西千代教諭の御教示をいただいた。また、もと、大阪市立聾学校教諭 松永端氏の著書「手まね入門」におうところが多い。ここに記して謝意を表する。

#### 〔参考 1.〕

手話の実際はどのようなものか、どの程度に表現するか、松永端氏「手まね会話要項」（日本聴力障害新聞）より、その一端を参考としてあげる。

- ① あなたは先天性の聾ですか。  
アナタ——生レル——同ジ——聾——カ。
- ② いいえ、私は後天性です、五才の時病気で高熱のために失官しました。  
違イマス——私——生レル——耳——大丈夫——五才——病氣——熱高イ——タメ——聾。
- ③ 少しは聞えますか。  
少シ——聞ク——大丈夫——カ。
- ④ 全然だめです。  
ムズカシイ。
- ⑤ 五才で失官されたのなら、言葉はおぼえていますか。  
五才——聾——言葉——オボエテ——イルカ。
- ⑥ 少しは覚えていましたが、今はすっかり忘れてしまいました。  
少シ——オボエル——ガ（ケレドモ）——今——ミンナ——忘レル。
- ⑦ あなたが失官された時は、大へん御両親が嘆きなさいましたでしょう。  
アナタ——聾——大ヘン——父母——悩シイ——カ。
- ⑧ はい。大へん悲しみました。しかし、聞えない人がこの世にたくさん居って（それぞれ楽しく生活しているのを）見て、悲しみも少くなりました。  
ソウデス（ホントウニ）——悲シイ——ケレドモ——聾——人々——コノ世——タクサン——アル——見ル——悲シミ——少シ。

〔参考2〕  
指文字



(大阪市立聾学校よ  
り御教示頂いた)